

議 序

日時：11月5日（水）AM9：00～ <庁議室>

【市長挨拶】

【協議事項】

- | | |
|---|---------|
| 1. 太田市職員等の旅費に関する条例の全部改正について | 企画部長 |
| 2. 太田市印鑑条例の一部改正について | 市民生活部長 |
| 3. 太田市手数料条例の一部改正について | 市民生活部長 |
| 4. 太田市行政センター条例の一部改正について | 地域振興部長 |
| 5. 太田市生涯学習センター条例の一部改正について | 地域振興部長 |
| 6. 太田市ふれあいセンター条例の一部改正について | 地域振興部長 |
| 7. 指定管理者の指定について（太田市福祉会館） | 福祉こども部長 |
| 8. 指定管理者の指定について（太田市養護老人ホーム、太田市新田福祉総合センター、太田市尾島健康福祉増進センター） | 福祉こども部長 |
| 9. 太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 10. 太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 11. 太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 12. 太田市立幼稚園設置条例の廃止について | 福祉こども部長 |
| 13. 指定管理者の指定について（太田市毛里田小放課後児童クラブ、太田市藪塚本町南放課後児童クラブ） | 福祉こども部長 |
| 14. 太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 15. 指定管理者の指定について（太田市総合健康センター） | 健康医療部長 |
| 16. 指定管理者の指定について（太田市浜町勤労会館（ほか1施設）） | 産業環境部長 |
| 17. 太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 18. 太田市下水道条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 19. 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について | 消防長 |
| 20. 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について | 消防長 |
| 21. 太田市火災予防条例の一部改正について | 消防長 |
| 22. 財産の取得について | 教育部長 |
| 23. 太田市公民館条例の一部改正について | 教育部長 |

【報告事項】

1. 太田市手数料条例の一部改正についての専決処分について
2. 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

都市政策部長
消防長

【連絡事項】

1. 令和8年太田市新春の集いの開催について
2. 令和7年秋 獲章・褒章受章者祝賀会の開催について
3. 令和7年度1%まちづくり事業成果発表会について
4. 太田市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
5. 令和7年度OTACO 20%上乗せキャンペーン事業について
6. 令和7年度交流都市物産朝市の開催について
7. 第15回太田市景観賞の選考結果及び表彰式・景観講演会の開催について
8. ドッグパークおおたのオープニングセレモニーの開催について
9. 歳末警戒分団巡視激励について

秘書室長
秘書室長
地域振興部長
福祉こども部長
産業環境部長
産業環境部長
都市政策部長

行政事業部長
消防長

【その他】

●内 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

企画部長 氏名 中村 友精 内線(TEL) 2200

【表題】

太田市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

(目 的)

国家公務員の旅費制度は、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うという趣旨の元に改正が行われ、令和7年4月1日から新しい旅費制度がはじまりました。つきましては、国家公務員の旅費制度に準ずる形で本条例の全部改正を行い、併せて、「太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、「太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」、「証人等関係人の実費弁償等給与に関する条例」及び「太田市消防団条例」における旅費に関する規程を改めるものです。

【概要】

1 改正内容

旅費種目	現行の支給方法等	改正案
鉄道賃（新条例第9条）	<ul style="list-style-type: none"> ・出張先の自治体ごとの定額（人事課にて計算） ・始点は太田駅 ・特急利用は片道100km以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張先の施設等までの実費額（各所属にて計算） ・始点は原則太田駅とするが、出張先到着時間等の諸条件によっては自宅発も可能 ・特急利用の距離要件を廃止
航空賃（新条例第11条）	<ul style="list-style-type: none"> ・本州以外又は路程が1,000km以上の場合に利用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的、距離的な利用要件を廃止
その他の交通費（新条例第12条）	<ul style="list-style-type: none"> ・直線距離50km超の自治体に出張する際に、当該地域内を巡回するため等の費用として、旅行雑費1,600円/日を定額支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道賃算定に用いた目的地の最寄駅から目的地までのバス代を実費支給 ・その他必要に応じてタクシ一代、レンタカ一代等の支給が可能 ・旅行雑費は廃止
宿泊費（新条例第13条）	<ul style="list-style-type: none"> ・12,000円/日を定額支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県ごとの上限付き実費支給（素泊まり分）
包括宿泊費（新条例第14条）	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・パック旅行に要する費用
宿泊手当（新条例第15条）	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊に伴う夕朝食代等 素泊まり2,400円 1泊1食付1,600円 1泊2食付 800円
転居費等（新条例第16条、第17条、第18条）	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠方の勤務地に異動した場合の引越し費用等

*上記旅費の計算は「最も経済的な通常の経路及び方法」により計算します。

* 鉄道賃、航空賃及び宿泊費については、市長等特別職と職員とで旅費金額が異なる場合があります。

2 施行日 令和8年4月1日

3 その他 令和7年12月定例会に議案提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 人事課 労政係 内線 2237 47-1810ダブルパン

11月 5日 庁議提出案件

資料No. 2

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 山影 正敏 内線（TEL）2400

【表題】

太田市印鑑条例の一部改正について

〔 目 的 〕

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により義務付けられた標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）への移行に伴い、印鑑登録原票から男女の別を削除するために改正を行うものです。

【概要】

- 1 改正内容 第8条（印鑑登録原票）第1項中「第6号 男女の別」を削除します。

2 施行日 令和8年1月5日

3 その他 令和7年12月定例会に議案を提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 管理証明係 内線2414 47-1937 ダイアルイン

11月 5日 庁議提出案件

資料No. 3

●内 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 山影 正敏 内線2400

【表題】

太田市手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

証明書交付事務について、コンビニ交付手数料を引き下げることで、市民のコンビニ交付利用の意欲を醸成し、より多くの市民に便利さを体感していただく機会を作ることで、市民課、サービスセンター及び行政センター窓口の混雑緩和を図るものであります。

〔概要〕

1 内容

(1) キャンペーンとして、令和8年2月1日から1年間、住民票の写し及び印鑑登録証について、コンビニ交付手数料を1通あたり10円とします。

(2) キャンペーン終了後（令和9年2月1日）からは、次の市民課に係る証明書のコンビニ交付手数料を窓口よりも1通あたり100円値下げします。

【コンビニ交付手数料】

証明書名	現在	令和8年2月1日～	令和9年2月1日～
住民票の写し	300円	10円	200円
印鑑登録証明書	300円	10円	200円
戸籍全部事項証明書	450円	450円	350円
戸籍の附票の写し	300円	300円	200円

2 その他 窓口での証明書交付手数料については、値下げしません。

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 マイナンバーカード係
内線2417 ダイヤルイン47-1861

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

地域振興部長 氏名 柳 勝 内線 3500

【表題】

太田市行政センター条例の一部改正について

【 目 的 】

尾島地区及び藪塚地区を除く12地区の行政センター及び地区公民館については、同一の施設の中に行政センター機能及び公民館機能を備えており、施設の会議室等の使用料、施設利用等に係る規定については、現在、施設によって、本条例又は公民館条例とに別々に規定しております。

このため、別々に規定している会議室等の使用料、施設利用等について、分かりやすくするため、公民館条例の規定として一元化するものです。これに伴い、本条例については、使用料、施設利用等に係る規定を削るとともに、規定の整理を行うものです。

【概要】

1 改正内容

- (1) 会議室等の使用料、施設利用等に係る規定について、一元化するため、全て公民館条例に規定し、これに伴い、本条例から当該規定を削ります。
 - (2) 上記(1)の改正に伴い、本条例については、規定の整理を行い、設置、名称及び位置、業務、職員並びに委任について規定する形に改めます。

2 施行期日 令和8年4月1日

3 その他の議題 令和7年12月定例会に議案を提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 地域振興部 生品地区振興課 住民サービス係
ダイヤルイン 57-1055

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

地域振興部長 氏名 柳 勝 内線(TEL) 3500

【表題】

太田市生涯学習センター条例の一部改正について

【目的】

公民館、ふれあいセンター及び生涯学習センターに係る施設の使用料体系を統一することにより、利用者の公平性の向上を図るために、本条例について改正を行うものです。併せて、字句整理等の所要の改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

- (1) 別表第1及び第2に規定する尾島生涯学習センター及び世良田生涯学習センターの施設使用料等を、使用料体系を統一するために設定した「施設使用料基準表」（次ページ参照）に基づき改める。
 - (2) 実際の利用形態に即して、室名及び附属設備名称の統合・削除等の整理を行う。また、施設の部屋ごとの定員を設定する。
 - (3) 使用料が免除となる団体に、太田市生涯学習センター条例施行規則第6条の規定により団体登録を受けた団体を加える。

2 施行期日

令和8年4月1日

3 その他

令和7年12月定例会に議案を提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 地域振興部 尾島地区振興課 住民サービス係

内線 1353 52-8862 ダイヤルイン

◎参考資料

施設使用料基準表

R8.4.1より適用

定員(人)	施設使用料(円)				現行の午後(4h)の平均使用料(円)	左の1時間当たりの使用料(円)
	午前(3h)	午後(4h)	夜間(4h)	全日		
10~19	300	400	400	1,100	400	100
20~29	300	400	400	1,100	434	109
30~39	400	500	500	1,400	496	124
40~49	400	600	600	1,600	560	140
50~59	500	600	600	1,700	639	160
60~69	500	600	600	1,700	633	158
70~79	700	900	900	2,500	880	220
80~99	800	1,000	1,000	2,800	1,000	250
100~149	900	1,200	1,200	3,300	1,220	305
150~199	1,200	1,600	1,600	4,400	1,600	400
200~249	2,000	2,700	2,700	7,400	2,667	667
250~	2,200	2,900	2,900	8,000	2,900	725
調理室・工芸室 ・創作室の類	400	500	500	1,400	511	128
調理室と併用	500	700	700	1,900	700	175

※ 調理室と併用については、調理室と合わせて部屋を1部屋借りる場合とする。

備考

1 施設使用料の算出方法

現行の行政センター及び地区公民館の定員別の午後(4h)の平均使用料(1円未満を四捨五入)を基準とし、各区分(午前・午後・夜間)の施設使用料は、平均の1時間当たりの使用料(1円未満を四捨五入)に使用時間を乗じて得た額(100円未満を四捨五入)としたもの

2 次の施設に適用する。

- ・社会教育総合センター(ホール・レクリエーション室を除く。)
- ・地区公民館
- ・ふれあいセンター
- ・生涯学習センター(尾島生涯学習センター多目的ホールを除く。)

3 莢川の工作室及び強戸の工芸室については、実態に合わせ、定員別の施設使用料を適用する。

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

地域振興部長 氏名 柳 勝 内線 (TEL) 3500

【表題】

太田市ふれあいセンター条例の一部改正について

【 目 的 】

公民館、ふれあいセンター及び生涯学習センターに係る施設の使用料体系を統一することにより、利用者の公平性の向上を図るため、本条例について改正を行うものです。併せて、字句整理等の所要の改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

- (1) 別表に規定する会議室等の使用料を、使用料体系を統一するために設定した「施設使用料基準表」（次ページ参照）に基づき改める。

(2) 使用料が免除となる団体に、太田市生涯学習センター条例施行規則第6条の規定により団体登録を受けた団体を加える。

2 施行期日 令和8年4月1日

3 その他 令和7年12月定例会に議案を提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 地域振興部 強戸地区振興課 住民サービス係

37-4979 ダイヤルイン

◎参考資料

施設使用料基準表

R8.4.1より適用

定員(人)	施設使用料(円)				現行の午後(4h)の平均使用料(円)	左の1時間当たりの使用料(円)
	午前(3h)	午後(4h)	夜間(4h)	全日		
10~19	300	400	400	1,100	400	100
20~29	300	400	400	1,100	434	109
30~39	400	500	500	1,400	496	124
40~49	400	600	600	1,600	560	140
50~59	500	600	600	1,700	639	160
60~69	500	600	600	1,700	633	158
70~79	700	900	900	2,500	880	220
80~99	800	1,000	1,000	2,800	1,000	250
100~149	900	1,200	1,200	3,300	1,220	305
150~199	1,200	1,600	1,600	4,400	1,600	400
200~249	2,000	2,700	2,700	7,400	2,667	667
250~	2,200	2,900	2,900	8,000	2,900	725
調理室・工芸室 ・創作室の類	400	500	500	1,400	511	128
調理室と併用	500	700	700	1,900	700	175

※ 調理室と併用については、調理室と合わせて部屋を1部屋借りる場合とする。

備考

1 施設使用料の算出方法

現行の行政センター及び地区公民館の定員別の午後(4h)の平均使用料(1円未満を四捨五入)を基準とし、各区分(午前・午後・夜間)の施設使用料は、平均の1時間当たりの使用料(1円未満を四捨五入)に使用時間を乗じて得た額(100円未満を四捨五入)としたもの

2 次の施設に適用する。

- ・社会教育総合センター(ホール・レクリエーション室を除く。)
- ・地区公民館
- ・ふれあいセンター
- ・生涯学習センター(尾島生涯学習センター多目的ホールを除く。)

3 莊川の工作室及び強戸の工芸室については、実態に合わせ、定員別の施設使用料を適用する。

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線(TEL) 2500

【表題】

指定管理者の指定について（太田市福祉会館）

【目的】

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【概要】

1 指定管理者の指定について

施設名 太田市福祉会館

施設の場所 太田市飯塚町 1549番地

構造 鉄筋コンクリート造 2階建て

指定管理者の候補者名　社会福祉法人太田市社会福祉協議会

候補者の所在地 太田市飯塚町1549番地

選定方法

2 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 10月10日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
 - ・ 11月11日 健康福祉委員会協議会に報告
 - ・ 12月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
 - ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
 - ・ 3月 協定の締結
 - ・ 4月 指定管理者による施設の管理

【備考】

問い合わせ先 福祉こども部 社会支援課 管理係 内線2521 47-1827タレルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線(TEL) 2500

【表題】

指定管理の指定について

(太田市養護老人介一ム、太田市新田福祉総合センター、太田市属島健康福祉増進センター)

〔 目 的 〕

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【概要】

1 指定管理者の指定について

施設名	構造	指定管理者の候補者	住所	備考
太田市養護老人ホーム	鉄骨造 (一部2階建て)	社会福祉法人和会 理事長 原 和隆	伊勢崎市境上武士603番地3	公募
太田市新田福祉総合センター (太田市新田反町町831番地3)	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	社会福祉法人 太田市社会福祉協議会 会長 富岡 和正	太田市飯塚町1549番地	非公募
太田市尾島健康福祉増進センター (太田市備前島町196番地1)	鉄筋コンクリート造	社会福祉法人 太田市社会福祉協議会 会長 富岡 和正	太田市飯塚町1549番地	非公募

2 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 10月10日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定
 - ・ 11月11日 健康福祉委員会協議会に報告
 - ・ 12月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
 - ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
 - ・ 3月 協定の締結
 - ・ 4月 指定管理者による施設の管理

【備考】

問い合わせ先 福祉こども部 長寿あんしん課 第一老人福祉センター係

内線1121 32-1905 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2500

【表題】

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

〔 目 的 〕

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「国基準」という。）の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）が令和7年9月10日に公布され、同年10月1日に施行されたことにより、また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号。以下「改正府令」という。）が令和7年9月16日に公布・施行されたことにより、国基準を引用する太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

(第13条 虐待等の禁止)

改正法において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設する改正を行ったことに伴い、国基準において、子どもの心身に有害な影響を与える行為を与える行為をしてはならないことを規定する引用条項の改正を行ったものです。

(第18条 利用乳幼児及び職員の健康診断)

改正府令により、国基準において、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるとしたものです。

(第24条・30条・32条・45条・48条 職員)

改正法において、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行ったことに伴い、国基準においても、保育所等の各施設等に置かなければならぬとされている保育士について、地域限定保育士も追加することとしたものです。

2 施行期日

公布の日

3 その他

令和7年12月定例会に議案を提出予定です。

【備考】

* 開い食わせ先 福祉こども部 こども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイアルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2500

【表題】

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

〔 目 的 〕

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「国基準」という。）の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）が令和7年9月10日に公布され、同年10月1日に施行されたことにより、国基準を引用する太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

(第25条 虐待等の禁止)

改正法において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設する改正を行ったことに伴い、国基準において、子どもの心身に有害な影響を与える行為を与える行為をしてはならないことを規定する引用条項の改正を行ったものです。

2 施行期日

公布の日

3 その他

令和7年12月定例会に議案を提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線(TEL) 2500

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of small, light blue diamond shapes arranged in a grid-like fashion.

【表題】

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

〔 目 的 〕

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。）の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）が令和7年9月10日に公布され、同年10月1日に施行されたことにより、国基準を引用する太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

(第14条 虐待等の禁止)

改正法において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設する改正を行ったことに伴い、国基準において、子どもの心身に有害な影響を与える行為を与える行為をしてはならないことを規定する引用条項の改正を行ったものです。

(第23条 職員)

改正法において、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行ったことに伴い、国基準においても、保育所等の各施設等に置かなければならぬとされている保育士について、地域限定保育士も追加することとしたものであります。

2 施行期日

公布の日

3 その他

令和7年12月定例会に議案を提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線(TEL) 2501

【 表 題 】

太田市立幼稚園設置条例の廃止について

(目 的)

太田市立藪塚本町南幼稚園は、市内唯一の公立幼稚園として幼稚園教育要領に基づいた幼児教育に取り組んでいたが、近年の保育ニーズの変化等により園児の減少が続き、令和6年度入園希望者がいなかつたため、その後の園児の募集を停止し、在園児が卒園する令和7年度末をもって閉園することから、条例の廃止を行うものです。

〔 概 要 〕

1 内容

太田市立幼稚園設置条例を廃止するものです。また、附則において、太田市附属機関設置条例、太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行います。

2 施行期日

令和8年4月1日

3 その他

令和7年12月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 聞い合わせ先 福祉こども部 こども課敷塚本町南幼稚園 ダイヤルイン0277-78-6089

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線2500

【表題】

指定管理者の指定について（太田市毛里田小放課後児童クラブ、太田市藪塚本町南放課後児童クラブ）

〔 目 的 〕

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

〔概要〕

1. 指定管理者の指定について

施設名	構造	指定管理者の候補者	住所	備考
太田市毛里田小放課後児童クラブ	木造平屋建て	特定非営利活動法人エンゼルランプ 理事長 山本 純子	太田市只上町200 4番地1	公募
太田市藪塚本町南放課後児童クラブ	木造平屋建て	社会福祉法人善美会 理事長 福田 肇	太田市藪塚町291 7番地2	公募

2. 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3. 指定管理候補者の指定経過及び今後のスケジュール

10月10日 指定管理者候補者審査委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定

11月11日 健康福祉委員会協議会に報告

12月定例会に指定管理者の指定について議案提出

12月 指定管理者の指定（公告）

3月 協定の締結

4月 指定管理者による施設の管理

【備考】

* 問い合わせ先 福祉こども部児童施設課放課後児童支援係 内線2592

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2500

【表題】

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【目的】

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「国基準」という。）の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）が令和7年9月10日に公布され、同年10月1日に施行されたことにより、本条例について所要の改正を行うものです。

【概要】

1 改正内容

(第11条 職員)

改正法において、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化され、国基準においても放課後児童支援員の該当要件としての「保育士」に地域限定保育士が追加されたため本条例を改正するものです。

(第13条 虐待等の禁止)

改正法において、虐待に関する通報義務対象の対象として放課後児童健全育成事業を行う施設が追加されたため本条例を改正するものです。

2 施行日 公布の日から

3 その他 令和7年12月定例会に議案提出予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 福祉こども部児童施設課放課後児童支援係 内線2592

47-1924ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

健康医療部長 氏名 大沢 英利 内線(TEL) 3400

【表題】

指定管理者の指定について（太田市総合健康センター）

(目 的)

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【概要】

1 指定管理者の指定について

施設名	指定管理者候補者	備考
太田市総合健康センター	一般財団法人太田市健診センター 太田市飯塚町1549番地1	非公募

2 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・ 令和7年10月10日 指定管理者候補者審査委員会
 - ・ 11月11日 健康福祉委員会協議会に報告
 - ・ 11月28日 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
 - ・ 12月 指定管理者の指定（公告）
 - ・ 令和8年 3月 協定書の締結
 - ・ 4月 1日 年度協定書の締結、指定管理者による施設の管理

〔備考〕

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 管理係 外線46-5115

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 笠原 淳一 内線2600

【表題】

指定管理者の指定について（太田市浜町勤労会館ほか1施設）

(目 的)

公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【概要】

1 指定管理者の指定について

No.	施設名	指定管理者の候補者	住所	指定期間	選定方法
1	太田市浜町勤労会館	株式会社 忍栄実	太田市福沢町 143番地5	3年	公募
2	太田市新田勤労会館	公益社団法人太田市シルバー人材センター	太田市西野谷町67番地1	3年	公募

2 指定管理者候補者の選定経過及び今後のスケジュール

- ・令和7年10月10日 指定管理者候補者審査委員会開催（総務課）
 - ・令和7年10月27日 指定管理者候補者の選定
 - ・令和7年11月11日 都市産業委員会協議会に報告
 - ・令和7年11月 12月定例会に指定管理者の指定について議案提出
 - ・令和7年12月 指定管理者の指定（公告）
 - ・令和8年 3月 基本協定書の締結
 - ・令和8年 4月 1日 年度協定書の締結、指定管理者による施設の管理

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 産業政策課 47-1834 ダイヤルイン
経営支援係（内線2646）

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800

【表題】

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

(目 的)

本条例は、建築基準法第68条の2の規定に基づき、地区計画に定められた内容を定めることにより、地区計画区域内の建築物等の制限を行っているものです。

東金井工業団地南地区の事業用地拡張に伴う地区計画の新規策定又は変更のため、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 改正内容

(1) 追加又は変更する区域（別表第1及び第2関係）

- ① 東金井工業団地南地区（変更）
 - ② 東金井工業団地南第二地区（新規策定）

(2) 追加又は変更する制限内容（別表第2関係）

- ① 建築物等の用途の制限
 - ② 建蔽率の最高限度
 - ③ 敷地面積の最低限度
 - ④ 壁面の位置の制限
 - ⑤ 建築物等の高さの最高限度

2 施行期日

令和7年12月26日

3 その他

令和7年12月定例会に議案提出する予定です。

〔備考〕

* 問い合わせ先 都市政策部都市計画課都市計画係 内線2814 47-1839ダ イヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線(TEL) 2800

【表題】

太田市下水道条例の一部改正について

【目的】

標準下水道条例の改正に伴い、災害その他の非常の場合において市長が、他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことが出来るようする変更を行うものです。

【概要】

1 主な改正内容

- (1) 第6条第1項中「(規定で定める軽微な工事を除く。)」を削除し、「は、」の次に「次の各号に掲げる工事を除き、」を追加します。
 - (2) 第6条第1項1号に「規定で定める軽微な工事」を加えます。
 - (3) 同条第1項第2号に「災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事」を加えます。

2 施行期目

公布の日から施行します。

3 その他

令和7年12月定例会に議案提出する予定です。

〔備考〕

* 聞い合わせ先 都市政策部 下水道課 維持係 内線2673 ダイアルイン 47-1921

11月 5日 庁議提出案件

資料No. 19

●内 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

消防本部 消防長 小島 一也 TEL 33-0200

Digitized by srujanika@gmail.com

【表題】

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

【 目 的 】

消防団員公務災害補償、退職手当支給及び消防職団員の賞じゅつ金支給等の福利厚生事務について太田市が加入し共同処理している、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、12月定例会へ議案提出するものです。

〔概要〕

下記の事由により、当該事務組合の規約の変更が生ずることによるものです。

記

1 規約変更内容

(1) 令和8年4月1日から太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されるため、別表第1及び別表第2の1の項右欄中、太田市外三町広域清掃組合を太田市外三町清掃斎場組合に変更する。

(2) 令和8年3月31日をもって当該組合における災害弔慰金の支給等に関する事務（別表第2の4の項左欄の事務）の共同処理を取りやめるため、別表第2の4の項を削る（これに伴い、別表第2の5の項及び6の項を繰り上げる。）。

2 令和8年4月1日から施行予定

* 根據法令：地方自治法第286條第1項、同第290條（裏面參照）

※ 太田市の共同処理内容：消防団員の公務災害補償事務、退職手当支給事務及び 消防職団員の賞じゅつ金の支給事務等

【備考】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 総務係 33-0200 ダイアルイン

11月 5日 庁議提出案件

資料No. 20

●内 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

消防本部 消防長 小島 一也 TEL 33-0200

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of small diamond shapes.

【表題】

群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止め に伴う財産処分に関する協議について

(目 的)

消防団員公務災害補償、退職手当支給及び消防職団員の賞じゅつ金支給等の福利厚生事務について太田市が加入し共同処理している、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、12月定期会へ議案提出するものです。

〔概要〕

1 令和8年3月31日現在の群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金（以下「基金」という。）は、災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理団体（同日現在における群馬県総合事務組合規約別表第2の4の右欄に掲げる地方公共団体をいう。以下「共同処理団体」という。）に還付する。

2 各共同処理団体への還付金額については、基金の令和8年3月31日現在の額を各共同処理団体の人口（令和2年に官報で告示された国勢調査の結果による人口をいう。以下同じ。）の合計で除した額（小数点第3位以下切り捨て）に、各共同処理団体の人口を乗じた額（円未満四捨五入）とする。

3 上記の2で還付した結果、基金の額に剰余金が生じた場合は、群馬県市町村総合事務組合一般会計口座に収納する。

* 根據法令：地方自治法第286條第1項、同第289條（裏面參照）

※ 太田市の共同処理内容：消防団員の公務災害補償事務、退職手当支給事務及び 消防職
団員の賞じゅつ金の支給事務等

〔備考〕

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 総務係 33-0200 ダイアルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

消防長 氏名 小島 一也 (TEL) 33-0202

【表題】

太田市火災予防条例の一部改正について

【 目 的 】

近年、全国的に多発している大規模林野火災に対応するため、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であることから、太田市火災予防条例について、所要の改正を行うものです。

【概要】

1 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項

火災予防条例に定める火災に関する警報は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 3 項に規定するものであることを明確にしたこと。

また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行ったこと。（第 29 条関係）

2 林野火災の予防に関する事項

① 林野火災に関する注意報

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとしたこと。

また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、火災予防条例第29条各号に定める火の使用的の制限に従うよう努めなければならないとしたこと。

さらに、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとしたこと。（第 29 条の 8 関係）

② 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとしたこと。（第29条の9関係）

3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明確にしたこと。

また、消防長（消防署長）は、火災予防条例第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができるることとしたこと。（第45条関係）

4 施行期日 令和8年1月1日（附則関係）

5 その他 令和7年12月定例会に議案を提出します。

【備考】

* 問い合わせ先 消防本部 予防課 予防調査係 内線 2410 33-0202 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

教育部長 氏名 長谷川 晋一 (TEL) 20-7080

【表題】

財産の取得について

【 目 的 】

G I G Aスクール構想第2期を念頭に、令和2年度に購入した1人1台端末を更新するものです。

【概要】

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 学習用端末（コンバーチブル型タブレット） |
| 2 取得方法 | 群馬県教育委員会が実施した公募型プロポーザルにより決定した共同調達事業者との随意契約 |
| 3 契約履行期間 | 議会議決の日から令和8年3月31日まで |
| 4 取得予定価格 | 843,474,940円（消費税込み） |
| 5 契約の相手方 | 群馬県高崎市高松町3番地
NTT東日本株式会社 群馬支店 支店長 田島 裕 |
| 6 購入予定機器 | NEC Chromebook Y4
18,340台（児童生徒用17,163台、予備機1,177台） |
| 7 補助金 | 群馬県公立学校情報機器整備事業費補助金
(県補助金2/3) |
| 8 その他 | 本契約を締結するため、12月定例会に議案提出する予定です。 |

〔備考〕

* 問い合わせ先 教育部 学校施設管理課 財務係 20-7081 ダイセル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

教育部長 氏名 長谷川 晋一 (TEL) 20-7080

【表題】

太田市公民館条例の一部改正について

【 目 的 】

現在、尾島地区及び藪塚地区を除く12地区の行政センター及び地区公民館については、同一の施設の中に行政センター機能及び公民館機能を備えており、施設の会議室等の使用料、施設利用等に係る規定については、施設によって、行政センター条例又は本条例に別々に規定しております。

このため、別々に規定している会議室等の使用料、施設利用等について、分かりやすくするため、本条例の規定として一元化し、合わせて使用料体系及び諸条件を統一するものです。また、使用料が免除となる団体の条項に生涯学習センター登録団体を追加し、合わせて字句の整理を行うものです。

〔概要〕

1 主な改正内容

- (1) 使用料、施設利用等に係る規定について、一元化するため全て本条例に規定し、使用料体系及び諸条件を統一するため所要の改正を行うものです。なお、使用料については、使用料体系を統一するために設定した「施設使用料基準表」（次ページ参照）に基づき改めるものです。また、太田公民館南別館（旧金山図書館）については、貸し出しがしていない状態のため、貸館対象から除きます。

(2) 使用料が免除となる団体に、太田市生涯学習センター条例施行規則第6条の規定により団体登録を受けた団体を加えます。

2 施行期日 令和8年4月1日

3 その他 令和7年12月定例会に議案提出する予定です。

〔備考〕

◎ 参考資料

施設使用料基準表

R8.4.1より適用

定員(人)	施設使用料(円)				現行の午後(4h)の平均使用料(円)	左の1時間当たりの使用料(円)
	午前(3h)	午後(4h)	夜間(4h)	全日		
10~19	300	400	400	1,100	400	100
20~29	300	400	400	1,100	434	109
30~39	400	500	500	1,400	496	124
40~49	400	600	600	1,600	560	140
50~59	500	600	600	1,700	639	160
60~69	500	600	600	1,700	633	158
70~79	700	900	900	2,500	880	220
80~99	800	1,000	1,000	2,800	1,000	250
100~149	900	1,200	1,200	3,300	1,220	305
150~199	1,200	1,600	1,600	4,400	1,600	400
200~249	2,000	2,700	2,700	7,400	2,667	667
250~	2,200	2,900	2,900	8,000	2,900	725
調理室・工芸室 ・創作室の類	400	500	500	1,400	511	128
調理室と併用	500	700	700	1,900	700	175

※ 調理室と併用については、調理室と合わせて部屋を1部屋借りる場合とする。

備考

1 施設使用料の算出方法

現行の行政センター及び地区公民館の定員別の午後(4h)の平均使用料(1円未満を四捨五入)を基準とし、各区分(午前・午後・夜間)の施設使用料は、平均の1時間当たりの使用料(1円未満を四捨五入)に使用時間を乗じて得た額(100円未満を四捨五入)としたもの

2 次の施設に適用する。

- ・社会教育総合センター(ホール・レクリエーション室を除く。)
- ・地区公民館
- ・ふれあいセンター
- ・生涯学習センター(尾島生涯学習センター多目的ホールを除く。)

3 莊川の工作室及び強戸の工芸室については、実態に合わせ、定員別の施設使用料を適用する。

- 内 容 【 2. 報告事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 1. 庁議後 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線（TEL）2800

【表題】

太田市手数料条例の一部改正についての専決処分について

(目 的)

建築基準法施行令の一部改正に伴い太田市手数料条例の一部改正により所要の改正を行うものについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180項第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1. 改正内容

建築基準法施行令の一部を改正する政令が令和7年11月1日に施行されるため、条項ずれを改正するものです。

2. 施行期日

令和7年11月1日

3. 専決処分日

令和7年10月10

3. 罰則

【備考】

問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線2741 47-1871 ダイアル

●内 容 【 2. 報告事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

消防長 氏名 小島 一也 内線(TEL) 33-0200

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of small, light-colored diamond shapes.

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

(目 的)

市道において発生した防火井戸の蓋による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 損害賠償の概要

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失割合	事故概要
1	令和7年10月14日	26,774円 (53,548円)	5割	<p>○概要</p> <p>令和7年8月28日、太田市岩松町609番地先の市道において、相手方が自己の所有する普通乗用車を運転中、市道に設置された防火井戸の上を通過した際に蓋が跳ね上がり、当該車両の左後方部を損傷させたことにより、相手方に損害を与えたもの。</p>

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い 消防業務賠償責任保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年11月委員会協議会あてに報告します。

〔備考〕

* 問い合わせ先 消防本部 西部消防署尾島分署 52-3119 ダイヤルイン

11月5日 庁議提出案件

資料No. 1

- 内 容【3. 連絡事項】
 - 公 開【1. 可】
 - 公開時期【2. 委員会・委員会協議会後】

秘書室長 氏名 田島 吉則 内線(TEL) 2210

【表題】

令和8年太田市新春の集いの開催について

(目 的)

令和8年の年頭にあたり、各界各層からの市民代表者と行政関係者が一堂に会する機会を設けることにより、まちづくりのための相互協力の機運が醸成されることを期待して開催するものです。

〔概要〕

- 1 日 時 令和8年1月6日（火）午後2時開式

2 会 場 太田市民会館（太田市飯塚町200番地1）

3 出席者 約600名（予定）

4 その他 当日の流れ、庁内の動員依頼は、別途ご案内します。

〔備考〕

* 問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2212 47-1808 ダイヤルイン

- 内 容【 3. 連絡事項 】
 - 公 開【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

秘書室長 氏名 田島 吉則 内線 (TEL) 2210

【表題】

令和7年秋 勳章・褒章受章者祝賀会の開催について

〔 目 的 〕

太田市民で勲章・褒章を受章された方々を招待し、その功労、功績を称え、敬意と感謝の意を表すため開催するものです。

【概要】

1 受童者

勳章（8名）

- ・秋山 忠良氏（瑞宝小綬章／教育功労） ※高齢者叙勲
 - ・鯨井 博氏（旭日双光章／産業振興） ※秋の叙勲
 - ・岩崎 喜久雄氏（旭日双光章／地方自治） ※秋の叙勲
 - ・大槻 直佑氏（瑞宝双光章／教育功労） ※高齢者叙勲
 - ・戸山 登志男氏（瑞宝双光章／学校保健） ※秋の叙勲
 - ・石川 和男氏（瑞宝双光章／消防功労） ※第45回危険業務従事者叙勲
 - ・久保田 真二氏（瑞宝双光章／消防功労） ※第45回危険業務従事者叙勲
 - ・閑谷 次男氏（瑞宝單光章／防衛功労） ※第45回危険業務従事者叙勲

2 日 時 令和8年2月2日（月）午前11時開会

3 会場 日イヤルチェスター太田（太田市飯塚町2056）

4 出席者 約130名(予定)

5 その他 当日の流れ、庁内の動員依頼は、別途ご案内します。

〔備考〕

* 問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2211 47-1808 ダイアルイン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

地域振興部長 氏名 柳 勝 内線3500

【表題】

令和7年度 1%まちづくり事業成果発表会について

〔 目 的 〕

1%まちづくり事業は市民の参画と協働のまちづくりを実践するもので、市民の自発的なまちづくり活動を支援し、地域コミュニティを活性化させようとするものであり、今まで多くの事業が実施されてきました。

成果発表会は、今年度の実施事業の中から特色のある事業を広く市民に周知し、1%まちづくり事業の利用拡大を図るため開催するものです。

〔概要〕

- 1 名 称 1%まちづくり事業成果発表会

2 開催日時 令和7年12月13日(土) 午前9時30分から1時間30分程度

3 開催場所 社会教育総合センター ホール

4 事業名及び団体名

 - ①『憩いと遊び易い公園環境づくりと維持活動』 鳥山中町地区内会
 - ②『杉塚二区枝豆・青首大根・じゃがいもづくり』 杉塚二区
 - ③『金山カラタチ沢の整備』 金山カラタチ沢の整備

5 周知方法
広報おおた、市ホームページ及びSNSで周知を図るとともに、新聞各社へ資料提供を行います。

【備考】

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2500

【表題】

太田市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

(目 的)

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）を実施します。

【概要】

1 事業概要

対象者 保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない、利用日時点において0歳6か月から満3歳未満の市内に居住し住民登録を有しているこども

実施場所 保育所、認定こども園、私立幼稚園、地域型保育事業所のうち事業実施可能な施設

利用可能時間 こども1人当たり月10時間

利用料 こども1人当たり300円／時間

2 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月 利用者の受付

12月 こどもの預かり開始

3 その他

令和7年度は上記内容で実施します。令和8年4月から全ての市町村において実施となり、内容については国で検討中です。

【備考】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤルイン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2600

【表題】

令和7年度OTACO 20%上乗せキャンペーン事業について

〔 目 的 〕

長引く価格高騰により落ち込んだ消費の下支えのため、太田市デジタル金券（O T A C O）を活用した事業者支援を行います。また、O T A C Oの利用を推進することにより、市内経済の活性化及びキャッシュレス決済の推進を図ります。

【概要】

1 キャンペーン内容

- | | | |
|---------|--|-----------|
| ・実施内容 | 期間中のチャージ購入に対してキャンペーンポイントを付与 | |
| ・実施期間 | 令和7年12月21日（日）6時から令和8年1月16日（金）
24時まで（※予算に達し次第終了） | |
| ・対象者 | スマートフォンアプリ会員及び専用磁気カード会員 | |
| ・購入限度額 | 20,000円（期間中1人当たり） | |
| ・付与率 | 20% | |
| ・付与上限 | 4,000ポイント（期間中1人あたり） | |
| ・購入可能人数 | 60,000人（限度額購入した場合） | |
| ・事業費 | 1,440,000,000円 | |
| ・使用期限 | ポイント分 | 令和8年2月28日 |
| | チャージ購入分 | 令和9年2月28日 |

2 販売方法

- ・チャージ式による販売（セブン銀行ATM、クレジットカード、産業政策課窓口）

3 その他

- ・本庁舎 12階にチャージ購入のための特設会場を設置します。
　　設置期間 令和7年12月21日（日）～12月23日（火）
　　販売時間 9：00～16：00

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 産業政策課 商業係 内線2635 47-1834 ダイヤルイン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 笠原 淳一 内線(TEL) 2600

【表題】

令和7年度交流都市物産朝市の開催について

【 目 的 】

太田市との交流の深い全国の各都市の名産品・特産品を市民の方に提供し、都市間の交流を一層深めることを目的とするものです。

【概要】

- 1 開催日時 令和7年12月14日（日）午前9時から正午まで
※売り切れ次第終了

2 会場 JOYFUL HONDA 新田店
(太田市新田市野井町556-1)

3 参加予定都市 稚内市（北海道）、弘前市（青森県）、今治市（愛媛県）、
北茨城市（茨城県）、木更津市（千葉県）、小諸市（長野県）

4 主催 交流都市物産朝市実行委員会

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 観光交流課 観光交流係 内線2631 47-1833 ダイヤルイン

●内 容 【 3. 連絡事項】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800

【表題】

第15回太田市景観賞の選考結果及び表彰式・景観講演会の開催について

〔 目 的 〕

市の良好な景観づくりに貢献している市民、事業者、団体等を表彰するとともに、景観講演会を開催し、市の魅力ある景観の保全・形成に対する市民意識の向上を目指すものです。

【概要】

- | | | |
|---|------|-----------------------|
| 1 | 募集期間 | 令和7年8月1日から令和7年9月30日まで |
| 2 | 応募件数 | 13件 |
| 3 | 選者結果 | 大賞1件、賞2件 |

大賞 「株式会社古川製作所 新社屋+工場」【三光商事株式会社（推薦者）】（脇屋町）

賞 「山梅の谷戸ビオトープ～bio研究所～」【株式会社山梅】（上小林町）

賞 「群馬トヨタ自動車株式会社 レクサス太田」【群馬トヨタ自動車株式会社
レクサス太田】（飯塚町）



【大賞】株式会社古川製作所
新社屋+工場



【賞】山梅の谷戸ビオトープ ～bio研究所～



【賞】群馬トヨタ自動車株式会社
レクサス太田

4 表彰式・景観講演会

日 時 令和8年1月24日(土) 午後2時から

会 場 太田市美術館・図書館

定 員 50名(先着順)

講演会



講師：針谷 賢 氏

講 師 裁花建築設計事務所 共同主宰 針谷 賢 氏(はりがい まさる)

演題 『人とまちと間合い～「学ぶはまねぶ」デザインの元ネタ公開します～』

〔備考〕

* 問い合わせ先 都市政策部都市計画課 景観係 内線2816 47-1839ダブルイ

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

行政事業部長 氏名 富島 公則 TEL 0277-78-2842

【表題】

ドッグパークおおたのオープニングセレモニーの開催について

(目 的)

ドッグパークおおたのオープンを記念して、広く市民に周知することを目的にセレモニーを開催するものです。また、セレモニーに先立ちプレオープンを実施します。

〔概要〕

○プレオープン

1日 時 令和7年12月7日（日）午前10時から午後3時

2 場 所 ドッグパークおおた（太田市八王子山公園内）

3 内 容

○オープニングセレモニー

1 日 時 令和7年12月14日(日)午前10時30分から午前11時30分

2 場 所 ドッグパークおおた（太田市八王子山公園内）

3 内 容

- ・主催者挨拶
- ・来賓祝辞
- ・来賓紹介
- ・テープカット
- ・ドッグパフォーマンスショー

4 出席予定者 市長、副市長、市議會議員、地元区長、請負業者

5 周知方法 広報おおた(11/15号)、太田市ホームページ、定例記者会見

〔備考〕

* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 計画建設係 0276-32-6599

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
 - 公 開 【 1. 可 】
 - 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

消防本部消防長 氏名 小島 一也 外線(TEL) 33-0200

【表題】

歳末警戒分団巡回激励について

【 目 的 】

年末にかけ火災の多発期を迎えるにあたり、歳末防火運動を展開し、有事即応体制を確立するため、特別警戒として夜警を実施するとともに、警戒にあたっている消防団員を巡回激励するものです。

【概要】

- | | |
|--------|---|
| 1 実施期日 | 令和7年12月28日（日） |
| 2 集合時間 | 午後7時45分 消防本部集合 |
| 3 出発時間 | 午後8時00分 |
| 4 巡視者 | 市長、議長、総務企画委員会委員
消防長、消防次長、中央・東部・西部消防署長及び消防団本部長 |
| 5 実施要領 | 各方面隊（6方面隊）毎に巡回車両を編成し、各分団1か所の巡回激励します。なお、巡回経路については、今後の消防団で決定されます。 |
| 6 服装 | 市長・市議：私服、アボロキャップ（太田市）、防寒着（自前）
消防職団員：活動服、アボロキャップ、防寒着、編上靴、皮手袋 |

【備考】